

受 理 番 号	件 名
陳情第30号	公文書としての最低条件を満たす文書を情報公開することを求める陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	総務委員会

※原文のまま記載

(要旨)

「調布市都市整備部街づくり事業課等の職員4名が2020年3月13日午後、谷戸橋傍らの野川の気泡が噴出する水面上部の酸素濃度等を測定した値を含む行動の記録」を2020年4月27日に情報公開請求したところ、2020年5月11日付けの市政情報決定通知書で、市政情報の件名「谷戸橋付近の野川で発生した気泡確認資料」として、A3用紙に、写真3枚を貼り付けただけのものが公開された。

しかし、この資料には、いつどこで誰が何を撮影したかという情報が一切ない。市政情報決定通知書と関連付けても不十分であり、市政情報請求書と関連付けてはじめて一定の情報が得られる。いわゆる「怪文書」といわれても仕方がない文書である。

ここでは、市役所内部の管理はさておき、少なくとも、情報公開文書においては、公文書としての最低限の要件を満たす記述を追加することを求めます。

以上について陳情いたします。